

◎農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(令和四年五月二七日法律第五六号)

一、提案理由 (令和四年四月六日・衆議院農林水産委員会)

○金子 (原) 国務大臣 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明いたします。

我が国の農業は、高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少等が更に加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があります。

このため、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況の解消に向けて農地の集約化等を進めるとともに、人の確保及び育成を図る措置を講ずる必要があります。

このような状況を踏まえ、人と農地の関連施策を見直し、地域計画の策定、農地の集約化等、人の確保及び育成の三つを柱とした措置を講ずるため、本法案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業経営基盤強化促進法の一部改正であります。

まず、市町村は、農業者や地域の関係者による協議の場を設け、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について協議をし、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を策定することとしております。また、地域計画においては、その区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示することとし、その素案を農業委員会が作成することとしております。

次に、農業委員会は、地域計画の達成に資するよう、農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すこととし、農用地等の所有者等は、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うように努めることとしております。

さらに、農地中間管理機構関連農地整備事業の対象に農地中間管理機構が農作業等の委託を受けている農用地を含めることとしております。

このほか、都道府県知事が定める基本方針等に農業を担う者の確保及び育成に関する事項を定めることとし、都道府県は、農業経営の助言、指導等を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備することとしております。また、日本政策金融公庫が認定農業者に対して融資する農業経営の安定に必要な資金等について据置期間の延長を行う等の措置を講ずることとしております。

第二に、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正であります。

まず、農地中間管理機構の事業に農作業等の受委託等を追加することとし、農地中間管理機構は、地域計画の区域において、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得

等に関する協議を積極的に申し入れることとするとともに、農地中間管理事業を重点的に行うこととしております。

次に、市町村が定める農用地利用集積計画と農地中間管理機構が定める農用地利用配分計画を統合し、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定めることとし、農業委員会は、当該計画を定めるべき旨を農地中間管理機構に対し要請することができることとしております。

第三に、農業委員会等に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及び農業協同組合法の一部改正であります。

農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定の義務化、地域計画の区域内の土地の農用地区域からの除外の制限、農地等の権利取得に係る下限面積の要件の廃止、農業協同組合による農業経営に係る組合員の同意手続の緩和等を行うこととしております。

……………（略）……………

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

二、衆議院農林水産委員長報告（令和四年四月二一日）

○平口洋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村による地域農業経営基盤強化促進計画の作成について定め、この地域計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずるものであります。

……………（略）……………

両法律案は、去る四月五日本委員会に付託され、翌六日金子農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、十二日から質疑に入り、翌十三日に参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨二十日質疑を終局しました。質疑終局後、両法律案について一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和四年四月二〇日）

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正

する法律（令四法五三）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（令和四年五月二〇日）

○長谷川岳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、農地の集約化を進める措置等を講ずるものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、現地視察のほか、参考人の意見聴取を行うとともに、地域の協議と農地の利用、保全の在り方等について質疑が行われました。

討論に入り、日本共産党を代表して紙理事より、基盤法改正案に反対、活性化法改正案に賛成の意見が述べられました。

採決の結果、基盤法改正案は多数をもって、活性化法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和四年五月一九日）

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令四法五三）の附帯決議と一括して掲載）